

いま、語りつぐ

## 平和への願い XVIII

「平和を願う市民のつどい」の記録



2022年度 平和を願う市民のつどいの様子

宝塚市

## 発行にあたって

我が国は戦後 78 年目を迎えました。幸いにもこの間、我が国には戦争がなく平和な社会が続いている。しかし、この平和が、未来永劫続くという保証はどこにもありません。

宝塚市は、平成元年（1989 年）3 月 7 日に「非核平和都市宣言」を行い、平成 15 年（2003 年）9 月 19 日には「宝塚市核兵器廃絶平和推進基本条例」を施行し、これらの理念、規程に基づき、戦争や核兵器のない平和な社会の実現を願って、市民の皆様とともに毎年様々な平和事業を行っています。

本冊子では、様々な平和の催しの中から「平和を願う市民のつどい」として令和 4 年度（2022 年度）に実施した U N H C R （国連難民高等弁務官事務所）駐日事務所 シニア涉外担当官の工藤浩一さんの講演についてまとめました。

工藤浩一さんから「難民問題から見た世界の平和について考える」と題して、保護官として様々な国においての難民支援のご経験を交えて世界の難民問題についてご講演頂きました。

本冊子作成に当たり、工藤浩一さんのご協力に心から感謝申し上げます。

ロシアによるウクライナ侵攻において、核兵器使用が示唆されるなど核兵器使用のリスクが増大したことなどから、米国の原子力科学者会報が発表している 2023 年終末時計は人類の週末までの「残り 90 秒」と昨年より 10 秒短くなってしまいました。

78 年前と同じ過ちを繰り返さないために、核兵器廃絶に向けて着実に歩みを進めていかなければなりません。

ロシアによるウクライナ侵攻など、先が読めない世界情勢の中、今一度原点に立ち返り、核兵器のない平和な世界の実現という願いをかなえるために、私たち一人ひとりに何ができるのか、市民の皆様とともに考え、着実に歩みを進めてまいりたいと考えております。

一人でも多くの市民の皆様がこの冊子を読まれることで、戦争と平和、命の尊さについて考えていただける機会となることを願っています。

令和 5 年（2023 年） 4 月

宝塚市長

山崎 晴恵

目 次

1 令和4年度「平和を願う市民のつどい」記録 ----- 1

第1部 演舞

西風（いりかじ）の宝

第2部 講演会

「難民問題から見た世界の平和について考える」

工藤 浩一さん

2 非核平和都市宣言文 ----- 6



# 平和を願う市民のつどい（2022年）

とき 令和4年（2022年）10月31日（月）午後1時30分開演  
ところ 宝塚市立文化施設 ソリオホール

## 第1部 エイサーの演舞

心をつなぐ応援団 西風（いりかじ）の宝

## 第2部 講演会

### 1 講師

工藤 浩一さん（UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）駐日事務所 シニア専門担当官）

### 2 講演テーマ

「難民問題から見た世界の平和について考える」

### 3 講師プロフィール

#### 工藤 浩一

1966年にJPOとしてUNHCRブラディカフカス事務所に派遣され准保護官として3年勤務。その後、スーダン（准保護官）、カザフスタン（保護官）、南スーダン（保護官）、スリランカ（事務所所長）、フィリピン（事務所所長）、エチオピア（シニアフィールドオフィサー）、パキスタン（シニア保護官）、ミャンマー（事務所所長）、アフガニスタン（事務所所長）、タンザニア（シニア保護官）の事務所にて難民、国内避難民、無国籍者の保護、自主帰還等の事業に従事。2022年2月より現職。

## 4 講演の記録

### I. 「難民」とは？

「難民」は、人種、宗教、国籍、政治的意見または特定の社会集団に属するという理由で、自己にいると迫害を受けるおそれがあるために他国に逃れ、国際的保護を必要とする人々と定義されています。この定義は 1951 年難民条約に基づいており、国籍国の保護を受けることができない、または恐怖を有するため保護を受けることを望まない者とも定められています。国が難民認定をする一般的な流れは、難民条約に加盟し、国内で難民法を制定して難民条約の定義に基づいた難民認定の手続きを整備します。日本においては、出入国在留管理庁が担当官庁であり出入国管理及び難民認定法が制定されています。近年は難民の定義と U N H C R の任務が拡大されてきており、「迫害、戦争、一般化した暴力や公の秩序を著しく乱す、またはその他の状況へのおそれを理由に出身国外にいるものであって、その結果、国際的保護を必要とするすべての者」が私たち U N H C R の支援対象となっています。

難民認定における庇護申請者の立証責任は、申請者が難民該当性の主張に関連の高い事実について真実の説明を行うことを要求するのみであり、必要な証拠全てを提出することは求められません。インタビューを通して話のつじつまが合っているかということと、出身国との状況を照らし合わせ、恐怖が実際にあるのかということを調べます。しかし、難民が大量に流入した事態においては、個々人に対する難民申請や認定手続きをすることが時間の関係上、非現実的及び不可能になります。例えば、ウクライナ危機の初期では 5 日間に 50 万人ほどの難民がヨーロッパの周辺国に流出しました。（ウクライナの場合は、EU 指令のもと一時保護を与えましたが）大量流入の場合には、ラテン語で「一見した」という意味の「prima facie」に基づいた一応の難民認定手続きを行うこともあります。

### II. 世界における難民の状況

2022 年 5 月の推計では、世界で 1 億人以上が紛争や迫害により故郷からの避難を余儀なくされています。その中には、国境を越えて避難した難民、国内で移動を強いられた国内避難民が含まれます。2012 年から強制移動の数は 2 倍以上になりました。世界の人口を 80 億人だとすると、1%以上になるということです。考えてみれば、かなり恐ろしい数字であるかとは思います。さらに、コンゴや、サヘル地域、イエメン、シリアなどの従来あった難民危機が長期化している上に、2022 年 2 月から続くウクライナ危機による難民の数は 770 万人、強制移動が急増しているという状況です。

2021 年末時点では、難民の主な出身国として、シリアが 680 万人で第 1 位、ベネズエラ、アフガニスタン、南スーダン、ミャンマーが続きました。故郷を追われている人の 41% が子どもであり、難民の危機というのは、子どもに強く影響を与えることが分かります。2021 年には、570 万人が故郷に帰還することができました。また、5 万 7,500 人の難民が第三国定住しました。

### III. U N H C R の活動

U N H C R での主な任務は、難民保護と支援、恒久的な解決策を見つけること、そして無国籍者への対応です。難民保護として、難民条約締約国が難民条約を正しく実施しているかどうかを監督する責任を有しており、非締約国で政府と合意のもと難民認定を実施することもあります。難民が発生した場合、緊急支援として緊急援助物資、現金支給、シェルター、保険、医療、食料、栄養、水と衛生などのアクセスを確保します。難民を保護するためには、性的な搾取やトラフィッキング（人身取引）、法律的な書類の作成も支援します。長期的な支援にも必要ですが、教育や職業訓練をすることで生計自立のための支援、心に傷を負った人へのカウンセリングが緊急支

援にも必ず含まれています。そして、恒久的な解決策として、出身国に戻るか、庇護国において社会統合するか、これらの2つが難しい場合、第三国定住という手段もあります。ただし、選ばれるのが最も多く、UNHCRとして最も好ましい解決策は、本国への自主帰還です。その場合、本国の平和が確立されることが大前提となります。社会統合の最終的な到達点は、国籍の付与、コミュニティの一員になって生活することになります。

#### ・ウクライナ難民危機

2022年2月24日に、ウクライナでは侵攻から5日間で50万人が避難を強いられるという未曾有の難民危機が発生しました。日本政府の対応は非常に迅速かつ的確であり、資金的な援助に加えて、物資援助そして物資の空輸などの支援をしました。2000年以降で、日本が資金援助以外の支援を行ったのは、東ティモールでの空輸支援と南スーダンでの物資援助の2例のみであり、これはとても特別であることが分かります。過去に日本が資金援助以外の支援方法で2000年以降されたのが東ティモールでの空輸支援と南スーダンでの物資援助の2例のみでした。現在、ウクライナからヨーロッパ各地に避難した難民が770万人おり（2022年10月19日時点）、国内避難民の数は約624万人（2022年10月10日時点）。合わせて約1,300万人、人口の3分の1が避難を余儀なくされた、ということになります。特徴的なのは、ロシア侵攻を受けてウクライナでは18歳から60歳までの男性は出国を基本的に許可されておらず、国境を越えて避難した難民は女性と子供が9割を占めています。ウクライナからの難民4,800人へのインタビューから、依然として故郷に戻りたいという回答は少なく、ウクライナへの帰還の希望者は1割程度ということが分かりました。また、避難場所については、ウクライナの難民危機と従来の難民危機とは大きな違いがありました。従来では難民キャンプを使用するところを、インタビューをした4,800人の約3分の2は住む場所を自ら見つけています。それは、ウクライナの難民危機においてはキャンプの設置が意図的に避けられているためです。難民の自主性と尊厳を優先し、受け入れ国のコミュニティの一員として迎え入れられ、さらには将来的に庇護国の社会保障制度に難民保護を組み入れていけるような方針に基づいたものです。この方針の下、UNHCRをはじめとした支援団体も、受け入れ国も現金給付という支援方法の拡大に力を入れています。そして、残り約3分の1は集合避難先を避難場所として答えており、使っていないホテル、学校、バスターミナルなどに簡易ベッドを置き一時的な避難先としています。

ウクライナでは、旧ソ連が崩壊した1994年以来、30年近くにわたってUNHCRは活動を行っています。私も1996年に近隣ロシアの北カスカス地方で勤務し始めました。2014年から国内避難民が発生していたため、ロシアの侵攻以前にはウクライナ国内6カ所に拠点を構え、3つの地域に援助物資を保管していました。現在では、200人以上のスタッフが、とどまつて支援を続ける「Stay and Deliver」という方針の下、活動を継続しています。ウクライナ国内では、シェルター、現金給付、緊急援助物資、保護、受け入れ施設や集団避難所の新設・改善、緊急避難キット、緊急シェルターリペアキットという家屋を修復する人の提供、現金給付など、3月中旬以降52万5,000人への給付を実施しました。近隣諸国と合わせて1億4,000万米ドル以上の支援でした。しかし、自主帰還を望んでいる難民・国内避難民が少数、インフラに対するロシア軍の攻撃、そして冬の到来を鑑みると恒久的な解決先は先になってしまいます。

#### ・アフガニスタン難民危機

アフガニスタンは、ソ連の侵攻があった1979年から40年以上紛争が続いている国です。私はパキスタンにおいて、アフガン難民とパキスタン国内避難民の支援と保護に携わりました。アフガニスタンから避難した230万人の難民や庇護希望者の9割・およそ700万人がイランとパキスタンで受け入れられており、国内でも350万人が国内避難民となっています。アフガニスタンでは、パキスタン難民の支援にも携わりました。平和が脅かされている地域でさまざまな強制移動が常態化していますが、私もまさかアフガニスタン内にまとまった数の難民がいるとは思いもしませんでした。パキスタンでは最近、モンスーンによる豪雨の影響で洪水の被害が国内で非常に

拡大しました。アフガン難民を含む数千万人が被災し、790万人が家を追われ、今でも60万人が避難所で生活をしています。気候変動の影響が、徐々に難民問題にも迫っていると考えます。

アフガニスタン、パキスタンで仕事していると、車爆弾の爆発が頻繁に起こります。一度トラック爆弾に逢いましたが、衝撃波が2方向から同時に来たために全く音がしなく驚きました。別の車爆弾があった際、シャワーを浴びている最中で、シャワーの天井からボロボロと埃が落ちて、「こんな湿気ているのに何故埃が落ちてくる」と思いつつ、裸のままでは逃げることもできないと慌てて体を洗ったという経験もあります。

#### ・ロヒンギヤ難民危機

ミャンマー・ラカイン州に住むイスラム系少数民族ロヒンギヤは無国籍となっており、自由が限られていきました。2012年のラカイン民族との衝突後、ラカイン南東部では国内避難民としてロヒンギヤがキャンプに収容され、さらにそこから一歩も外に出られない状況になってしまいました。私が事務所長として勤務したラカイン北部では、ロヒンギヤはラカイン北部外に出ることを禁止され、村落から出る場合でも許可が必要でした。高等教育機関もないため教育の機会を得ることはできません。また、無国籍のため、役職を持つことはできず、教師になることもできません。学校の教師は基本的に他民族で、授業をしに来ないことも日常茶飯事であり、初等・中等教育での課題も山積していました。そしてロヒンギヤのUNHCR職員の多くが迫害と衝突により心に深い傷を負っていました。

そのため、コミュニティ間の交流と基本的な権利とサービスの享受を促進する、平和共存を図るプロジェクトに支援を特化させるように方針を変更し、このような平和共存事業を2014年には44件実施しました。例えばラカインの学生とロヒンギヤの学生が共に学ぶ学校の修繕・支援、ラカインとロヒンギヤの集落が共同で農業委員会立ち上げを支援した上での農業支援をしました。地元政府、ラカインコミュニティ、ロヒンギヤコミュニティを巻き込み、ラカインとロヒンギヤの人々が共同で使える市場の設立等を実施しました。同年には、ミャンマーで国勢調査が数十年ぶりに実施されましたが、ロヒンギヤの大多数は参加を拒否しました。「ロヒンギヤ」という民族名が意図的に国勢調査の中に入っていないためです。ロヒンギヤ村落での火事が多数発生するなど、状況は非常に緊迫していました。このような中、ラカイン州の州都シットウェというところでは、国連機関とNGOに対するラカイン民族の暴動があり、全職員が退避することもありました。残念だけれども、さまざまな支援事業を実施していても、結果的に上手く行かないことは私たちの仕事では多々あります。支援のみならず、根本的な解決をするという政治的な意思がない限りは、人道援助で出来ることは限られています。2017年には、このラカイン州北部で軍によるロヒンギヤ反政府勢力に対する鎮圧が有り、多数のロヒンギヤが難民としてバングラデッシュに逃れましたが、これもその一例です。

#### ・人道・開発・平和の連携

紛争による人道危機は長期化かつ深刻化する傾向があります。これは、十年間で強制移動の数が倍になったということからも明白だと思います。このような人道危機への対処として、緊急な人道支援と開発協力の連携を進めていくという方針が日本政府により提唱されています。開発協力は、政府として難民の自立支援、教育や職業訓練、または難民と受け入れコミュニティの双方が必要とする基礎インフラの整備などがあります。そして、難民、国内避難民の帰還に合わせて、継ぎ目なく平和構築・紛争再発予防支援を展開することが平和への連携となります。平和への持続的な貢献が持続可能な開発目標（SDGs）の達成にもつながっていくことが望まれています。

「誰一人取り残さない」支援をする、ということを掲げています。

## IV. 日本における難民の状況

日本人としてこれから難民をどのように受け入れるかを、日本にいる難民の方々のことを知つていただいて、どのように応援できるのかということを皆さんに考えていただくことが重要だと

考えます。やはり難民問題というと遠い世界の話として取り上げられがちですが、日本にも難民の背景を持った方々がいて、勉強、進学、就職して生活をしているということです。

## V. 社会全体で取り組む難民支援

入管法に基づいて日本政府に難民認定された方の他に、日本で人道的配慮から保護されている方の数は3,289人になりました。さらに、ベトナム、ラオス、カンボジアから、約1万1,000人の方々が日本に受け入れられ、日本に定住して家庭と職を持ち、日本の学校に子どもを通わせる生活を送るといった、日本国籍に帰化された方がいらっしゃいます。難民問題に対する1つの解決方法としては、いつまでも支援が必要な対象ということではなく、社会統合を進めていき、最終的にコミュニティと国の一員になることをお分かりいただけすると幸いです。社会全体で取り組んでいく難民支援は、ダイバーシティ&インクルージョンという形で難民支援が実現されることだと考えています。

世界が一体となり、難民保護を促進していくための国際的な取り組みとして、「難民に関するグローバル・コンパクト」というものがあります。このグローバル・コンパクトを指針として、社会の一人ひとりが責任を分担して実行に移していくことが求められています。これを「社会全体として取り組む難民支援」と私たちは呼んでおります。このグローバル・コンパクトには4つのポイントがあります。難民の受け入れ国の負担軽減、難民の自立促進、第三国定住など多様な形での受け入れの拡大、そして最後に安全かつ尊厳のある自主帰還に向けた環境の整備です。このグローバルコンパクトオンレフジーズ (Global Compact on Refugees) これを実行していくために、2019年から4年ごとに、グローバル難民フォーラムを開催しています。目標の達成のために政策の共有、財政的支援、政策の変更などを国家やその他のアクターが行います。世界の難民受け入れ国やコミュニティとの連携を築いていく非常に大事な礎だと感じています。さらに、2023年は、G7の会合が広島で開催され、また日本は非常任理事国として国連の安全保障理事会に加わることから、2023年12月に開催予定の第2回グローバル難民フォーラムにおいて、日本が共同議長国として指導力を発揮することに期待が高まっています。持続可能な開発目標の誰一人取り残さない世界を実現するという誓約を基として、達成をするためには難民、国内避難民、無国籍の方々のニーズや人権、彼らの将来的な解決策を考慮することがやはり必要不可欠です。皆さんができる難民支援は寄付やボランティアをしていただいたり、難民について知ることです。難民はどのような生き方をしているのか、どのようなことに困っているのか、周りの組織や社会として何をしていけるのか、中長期的支援や恒久的な解決に対して一人ひとり何が役立てるのかということを考えていくということが大事だと思います。皆さまのご協力、どうぞよろしくお願ひします。

## 非核平和都市宣言

青くすみきった空、清らかな武庫川の流れ、緑あふれる六甲・長尾の山々……。この素晴らしい自然と明るくおだやかな暮らしへ宝塚市民すべての願いです。

このような私たちの願いに反し、世界では依然として、人類同士の悲しむべき争いが絶えず、しかも地球上の全生命を滅ぼすことのできる核兵器が蓄積されてきました。

しかし、人類の平和への切実な願いが全世界に高まり、大きなうねりとなって、ようやく戦略核兵器の縮小や、各地域の紛争解決への明るい兆しが見えようとしています。

私たちは、このようなときにこそ、戦争を、そして核兵器をなくし、世界の恒久平和を強く願わずにはいられません。

ここに、宝塚市は憲法の平和精神に基づき、恐るべき核兵器の廃絶を願い、永遠の平和社会を築くことを誓い、「非核平和都市」とすることを宣言します。

平成元年（1989年）3月7日

宝塚市





宝塚市平和モニュメント「火の鳥」

いま、語りつぐ 平和への願い XVII

令和5年（2023年）4月発行

編集・発行 宝塚市総務部人権平和室人権男女共同参画課

宝塚市東洋町1-1 電話 0797-71-1141(代表)